

## 令和2年度 集団指導資料

# 障害者虐待防止等について

川口市福祉部障害福祉課

### 障害者虐待防止法

**平成12年**  
児童虐待の防止等に関する法律成立

**平成13年**  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

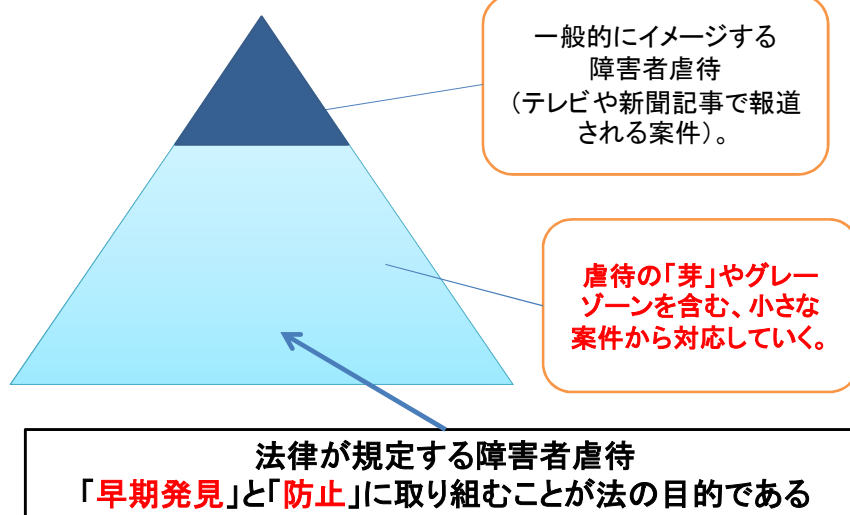
**平成17年**  
厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

**平成17年11月**  
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立  
附則2項  
「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

**平成23年6月**  
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

**平成24年10月 法律施行**  
\* 全都道府県で「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、合わせて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

## 障害者虐待防止法の捉えかた



### 「障害者虐待」の定義

#### 障害者

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義。  
「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」**障害者手帳を取得していない場合も含まれる**。18歳未満の者も含まれる。

#### 障害者虐待

(ア)養護者による障害者虐待  
**(イ)障害者福祉施設従事者等による障害者虐待**  
(ウ)使用者による障害者虐待 (第2条第2項)

#### 虐待行為の禁止

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」(第3条)

## 障害者虐待の類型

| 種類               | 内容  | 例示                                      |
|------------------|---|---|
| 身体的虐待            | 障害者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること                            | 殴る、ける、たばこを押し付ける                         |
| 性的虐待             | 障害者にわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること                       | 性交、性的暴力、性的行為の強要                         |
| ネグレクト<br>(放棄・放任) | 障害者の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他養護者（支援者）としての義務を著しく怠ること | 栄養不良のまま放置する、病気の看護を怠る、他の施設職員の虐待行為を放置すること |
| 心理的虐待            | 障害者に対する著しい暴言または著しい拒絶対応など、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと            | 成人の障害者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける                |
| 経済的虐待            | 障害者の所持する年金度を流用するなど、財産の不当な処理を行うこと                            | 同意を得ない年金の流用など財産の不当な処分                   |

## 通報義務について

### 第七条 第一項

養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

### 第十六条 第一項

**障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

### 第二十二條 第一項

使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

## (1) 障害者虐待通報・相談件数

|             | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 合計  |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 通報・相談<br>件数 | 11  | 20  | 34  | 48  | 34  | 147 |
| 虐待対応<br>件数  | 6   | 16  | 22  | 14  | 4   | 62  |
| 一般相談<br>件数  | 5   | 4   | 12  | 34  | 30  | 85  |

※ 高齢者虐待防止法に基づく対応案件(担当課へ引継ぎ)

## (2) 虐待類型別の件数

|       | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 身体的虐待 | 9   | 15  | 23  | 25  | 20  | 92 |
| ネグレクト | 0   | 0   | 0   | 3   | 3   | 6  |
| 心理的虐待 | 1   | 2   | 6   | 18  | 14  | 41 |
| 性的虐待  | 1   | 1   | 3   | 2   | 1   | 8  |
| 経済的虐待 | 0   | 2   | 2   | 5   | 3   | 20 |

※虐待類型は、年々多様化している。

## 従事者等による虐待対応事例①

|        |   |
|--------|---|
| 内容     | 障害福祉サービス事業所において、施設職員が利用者に対して心理的虐待(利用者に対する口調)、適切な介護ができていない等、放棄や放任が疑われる事案が発生。 |
| 通報者    | 当該事業所を既に退職した職員による通報。  |
| 通報者の思い | 事業所では相談することや打ち明けることができなかった。   |
| 方法     | 電話での聞き取りの後、市役所内の面談室において聴取。  |
| 結果     | 当該事業所への訪問。埼玉県との協働により、実地指導に至った。  |

※事例は一部脚色してあります

## 従事者等による虐待対応事例②

|        |   |
|--------|---|
| 内容     | 多機能型事業所を利用している利用者が送迎中に職員から暴力や嫌がらせを受けたとの被害を聞いた。現在も被害に逢っている可能性があることから、障害福祉課に通報した。 |
| 通報者    | 匿名希望者からのメール相談。電話連絡や面接については一切拒否。   |
| 通報者の思い | 事業所の改善をお願いしたい(※メール文章をそのまま転載)。   |
| 方法     | 当該事業所への訪問。事実確認の為、管理者から聴取。   |
| 結果     | 虐待の事実が認められたことから、当該事業所への助言、指導。改善報告書の作成と提出を求め、埼玉県へ報告。                             |

※事例は一部脚色してあります

## 障害者(児)虐待に共通な構図

- ・虐待は**密室**の環境下で行われる。
- ・障害者(児)の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで**エスカレート**していく。
- ・職員に行動障害などに対する**専門的な知識や技術がない場合**に起こりやすい。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

## 障害者(児)虐待防止への取組

- ・利用者への権利侵害をエスカレートさせない等虐待を**未然に防止**する。
- ・虐待を**早期に発見**して**迅速な対応**を図る。
- ・**再発防止**の観点からその後の支援や指導をきめ細かく行う。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

## やむを得ない場合の「身体拘束」について

自傷行為、他害行為、パニックなどの行動障害に対して、障害者(児)自身、周囲の者等の保護のため、緊急やむを得ず障害者(児)に強制力を加える行為は認められる場合があるが、その個々の利用者への適応の範囲・内容については、施設内のガイドライン等を作成して共通認識に基づいて対応を図ること。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

### ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

#### ① 切迫性

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要。

#### ② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件。利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要。

#### ③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が、必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要。

### イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

#### ① 組織による決定と個別支援計画への記載

- ・組織として慎重に検討・決定する必要。
- ・個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載。
- ・個々のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要。

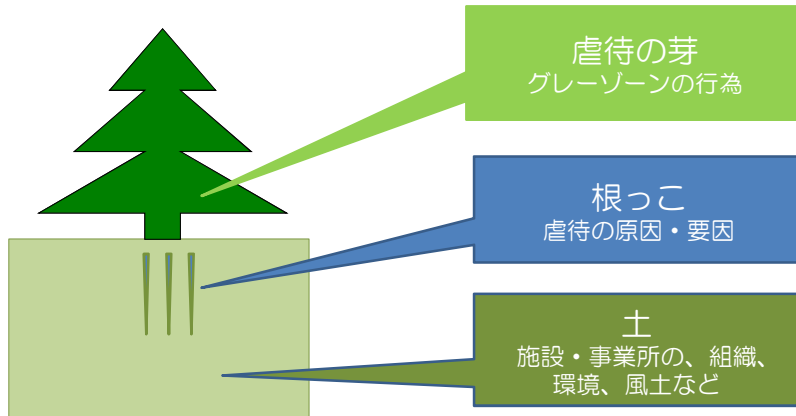
#### ② 本人・家族への十分な説明

- ・利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要。

#### ③ 必要な事項の記録

- ・身体拘束を行った場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録。

## 早期対応、早期支援は 虐待の「芽」を摘むことに繋がる



虐待の「芽」を見つけたら根や土にも目を向ける

出典: 埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修資料

## 施設従事者等による虐待が起こる背景

### ★施設の風土、職員の倫理観

- ・施設の方針として体罰の容認
- ・弱い相手を対象にしているため、職員としての権威や裁量が増大する。
- ・虐待ではなく指導、しつけと考えている。または利用者のためという思い込み。

### ★専門性の不足

- ・専門的支援のスキルがないため、力で利用者を抑えようとする。
- ・利用者の行動の原因を理解できないため、問題が長期化する。

### ★過度な安全管理

- ・利用者の安全を理由に必要以上に管理を強める。

### ★虐待防止体制が整備されていない

- ・利用者の声を聞くシステムがない。
- ・職員の通告が生かされないシステム。
- ・マニュアル等が未整備。

### ★職員のストレス

- ・勤務形態、待遇などへの不満。
- ・マンパワーの不足・・・疲労の蓄積。
- ・相談できない



## 施設及び事業所で何ができるか？

- ★虐待防止体制の整備（責任者、虐待防止委員会の設置等）
- ★利用者の声に基づく個別支援計画の作成
- ★利用者自治会など利用者の声をひろう
- ★虐待対応マニュアルの整備
- ★ヒヤリハット報告や事故報告の検証
- ★職員への教育・研修
- ★職員間のコミュニケーションの向上
- ★情報の共有（職員会議、事例検討会等）
- ★スーパービジョン体制の確立
- ★第三者による評価の実施
- ★ボランティア、見学者等の積極的な受け入れ

### 事業所のみなさんをお願いしたいこと

#### 事業所における取組の徹底

- **養護者による虐待(家庭内虐待)の早期発見と通報**  
（特に通所）利用者・児の異変を見逃さないでください。
- **事業所内研修の徹底**  
定期的に全職員に対する研修を実施すること。（**例外はない。法人役員、非常勤職員、運転手、事務職員も対象**とする。）
- **ボランティアや実習生の受入れ、地域住民との交流**  
常に透明性を図り、閉鎖性をなくすこと。
- **内部職員による通報**  
上司への虚偽報告や事実のもみ消しは許されないこと。
- **個別支援計画の見直しと支援記録の充実**  
計画は出来たら終わりではないこと。また、利用者の支援記録はできるだけ具体的に記載すること。（事故・ヒヤリハット報告書も）
- **埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修への積極的な参加**

出典：埼玉県

## 埼玉県虐待禁止条例

児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年6月定例会県議会において「**埼玉県虐待禁止条例**」を制定。平成30年4月1日に施行された。

- 虐待類型を拡大  
障害者虐待防止法では、養護者による虐待、施設従事者による虐待、使用者による虐待が対象だったが、**学校教職員による虐待及び病院の医師、看護師その他の従事者による虐待**を加えた。（全国初）
- 通報しやすい体制整備  
埼玉県虐待共通ダイヤル #7171（虐待絶対ないない）
- 虐待防止研修の義務化  
施設の長は、施設従事者に対する虐待防止等の研修を実施する義務があり、施設従事者は研修を受ける義務がある。

出典：埼玉県

## 川口市虐待防止条例

### 目的

児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止と市民及び関係団体の責務と地域社会の役割を明らかにし、虐待のない明るく住みよい地域社会を実現するもの

川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例  
平成25年10月1日施行

### 第6条 関係団体の責務

虐待の防止及び養護者等に対する支援の職務に携わる職員等の**資質の向上**を図るための措置を講ずること。また、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、**虐待の早期発見**に努めるとともに、市が実施する虐待の防止及び養護者等に対する支援に関する施策に協力しなければならない。

### 第8条 通告又は通報

市民及び関係団体は、児童虐待防止法の規定による通告の義務、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の規定による**通報の義務**を有していることを自覚し、これらの義務を怠らないようにしなければならない。

# 障害者差別解消法

## 目的

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげるもの

|            | 国の行政機関<br>地方公共団体 | 民間事業者         |
|------------|------------------|---------------|
| 不当な差別的取り扱い | 禁止(してはいけない)      | 禁止(してはいけない)   |
| 障害者への合理的配慮 | 法的義務(しなければならない)  | 努力義務(するように努力) |

### ① 不当な差別的取り扱い

障害があるという理由だけで、**障害のない人と違う扱い(対応)**をすること

### ② 合理的配慮

障害のあるかたが困っているときに、**そのかたに合った必要な工夫や配慮**をすること